

## 【中間市新型コロナウイルス感染拡大防止休業等協力施設支援協力金 Q&A】

Q1. 協力金の対象要件の考え方は？

A1. 考え方としては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために一定期間休業及び営業時間短縮する事業者を支援するもので、対象は下記の①又は②に該当する場合となります。

① 福岡県の休業要請施設に該当する施設（店舗等）を休業した事業主、又は対面で販売等の営業を行っている常設の店等を自主的に休業した事業主。

② 福岡県から営業時間短縮を要請され、営業時間短縮をした施設。

※①②いずれの場合も、大企業は対象とはなりません。

※令和2年4月1日時点で中間市内において開業している必要があります。

※店舗については、店内を休業し、宅配・テイクアウトのみを行う場合は対象となります。

Q2. 市内に複数店舗を経営しているが、休業協力金は店舗数分もらえるのか？

A2. 休業している事業主に対して、1店舗につき20万円を支給します。

複数店舗ご協力いただく場合も、店舗数分を支給します。

Q3. 営業時間短縮で営業しているが、対象にならないか？

A3. 対象期間である4月14日（火）から5月14日（木）までの期間中、食事提供施設において1週間以上営業時間短縮した事業所が対象となります。

Q4. 申請から入金までの期間は？

A4. 申請順にできる限り早急に事務処理を行います。6月上旬から入金できるようにいたします。

Q5. 申請方法は？

A5. 次の手順にて申請をお願いします。感染拡大防止のため、原則窓口申請はご遠慮ください。

① 中間市役所または中間商工会議所のホームページに掲載している申請書一式をダウンロード後、記入・押印し、必要な添付書類（営業許可証等の写し、預金通帳等の写し、期間中休業等が確認できるもの、または休業等期間申出書）を同封してください。

・ 中間市役所ホームページ (<https://www.city.nakama.lg.jp/>)

・ 中間商工会議所ホームページ (<http://www.nakama.cci.or.jp>)

② 中間商工会議所あてに郵送にて申請をお願いします。

・ 中間商工会議所（〒809-0036 中間市長津1-7-1）

※なおホームページからダウンロードすることができない環境の方には、中間市産業振興課または中間商工会議所で配布します。

Q6. 申請受付期間は？

A6. 5月20日（水）から6月5日（金）まで（消印有効）となります。

なお、対象休業期間は、4月14日（火）から5月14日（木）までとなります。

Q7. ダンススクール、空手、柔剣道等の教室で月謝をもらって教えているが対象となるか？

A7. 自己所有又は月単位で契約により借り上げている（賃料を払っている）施設で教室を行っている事業主は対象となりますが、公共施設や公民館などで使用料を払って教室を行っている事業主は対象となりません。